

秋田県消防協会大館北秋田支部総合防災訓練

大規模地震を想定した「総合防災訓練」が阿仁合地区で開催されます。住民参加型の訓練や防災関係機関による訓練を行うほか、防災機器の展示やはしご車搭乗、放水など様々な消防体験ができる「防災フェア」も同時開催します。各訓練会場の見学は自由です。もしものとき、一人一人ができる行動を考えてみませんか。

市民全員で行います
北秋田市シェイクアウト訓練

日時 **9月6日(日) 午前9時**
対象者 北秋田市の方

防災ラジオなどを通じて訓練開始の合図をします。約1分間の訓練です。

◆身を守る行動の訓練をしましょう

- ①その場でしゃがみこみ、姿勢を低く
- ②頭を守る
- ③揺れが収まるまで動かない（1分間）

まず低く DROP! 頭を守り COVER! 動かない HOLD ON!

【第3会場】 9:10～11:30
阿仁ふるさと文化センター
**土砂災害避難行動
避難所開設運営訓練**

災害発生により地区住民は避難を開始し、地区住民が避難所の開設、運営を行う。併せて感染症対策を考慮した運営を行う。

【第1会場】 9:00～10:30
阿仁診療所
災害医療救護訓練

阿仁診療所において急性期対応や、多数傷病者の受入れ、処置治療など災害拠点病院前の活動を行う。

【第4会場】 9:30～11:30
阿仁総合窓口センター駐車場
防災フェア

防災関係機関等による防災グッズと機材の展示、はしご車搭乗や煙体験、消火など様々な消防体験ができる。

【第2会場】 9:10～11:00
阿仁中学校グラウンド
**土砂災害対応訓練
自主防災組織災害対応訓練**

土砂災害による家屋倒壊などの被害に、土木建設協力業者と消防団が二次災害防止対応訓練を行う。

【問合せ先】 消防本部警防課 ☎62-1119 消防署阿仁分署 ☎82-2119 市役所総務課危機管理係 ☎62-6602

ひとり親のご家庭へ 大切なお知らせ

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

ひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少などに対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯の方への給付

● 給付金の対象となる方

- 次の(1)～(3)のいずれかに該当する方
- (1) 令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方
 - (2) 公的年金等(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方(平成30年の収入額が児童扶養手当の対象水準である方)
※すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当を申請していれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される方も対象となります。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

● 給付額

1世帯 **5万円**、第2子以降1人につき **3万円** 加算

● 手続きのしかた

上記、対象となる方で(1)に該当する方は申請不要です。令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。ただし、給付金を希望しない場合は、届出が必要です。(2)、(3)に該当する方は申請が必要です。

● 申請場所 (基本給付・追加給付共通)

北秋田市役所 福祉課 ども福祉係 (本庁舎1階)
※郵送も可能です。

● 申請期間 (基本給付・追加給付共通)

令和2年8月3日から令和3年2月28日まで

問合せ先
●福祉課 ども福祉係 ☎62-6638
●厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター ☎0120-400-903(平日9:00～18:00)

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方

● 給付金の対象となる方

基本給付金対象の(1)または(2)に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯 **5万円**

● 手続きのしかた

申請が必要です。

● 申請書類 (基本給付・追加給付共通)

※申請書等は北秋田市ホームページからダウンロードしていただくか、福祉課 ども福祉係にお問い合わせください。

● 基本給付の方

●『ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【基本給付】』(別紙様式第3号)

● 追加給付の方

●『ひとり親世帯臨時特別給付金申請書(請求書)【追加給付】』(別紙様式第5号)

● 基本給付・追加給付共通

- 申請者・請求者本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポート等)の写し
- 受取口座を確認できる書類(通帳やキャッシュカード)の写し
- 申請者・請求者本人の戸籍謄本または抄本(すでに児童扶養手当の受給資格について認定を受けている場合は不要)
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号)
※申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入がわかる書類